

秋田県南部老人福祉総合エリアにおける一般競争入札の実施について

給食材料(無洗米)単価契約について次のとおり一般競争入札を行います。

令和 8年 3月16日

秋田県南部老人福祉総合エリア
管理者 藤 原 政 広

1. 入札に付する事項

- (1) 物品
令和7年秋田県産あきたこまち1等米無洗米(1kgあたり)
- (2) 物品の仕様
別紙の仕様書による
- (3) 納入期限
秋田県南部老人福祉総合エリアの発行する発注書による
- (4) 納入場所
秋田県横手市大森町字菅生田245-34
秋田県南部老人福祉総合エリア 厨房
- (5) 契約期間
令和 8年 4月 1日 ~ 令和 8年 9月30日

2. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- (3) 国及び地方公共団体等から入札参加停止の措置期間にないこと
- (4) 法人税、事業税、消費税及び特別地方消費税を滞納していないこと
- (5) 秋田県又は秋田県内の市町村の同種の入札参加資格名簿に登録されている、あるいは過去において同種の契約を事業団の属する施設と締結し、確実に履行した実績を有すること
- (6) 指定の期日に指定の場所へ指定の数量を十分納入できる能力があること

3. 入札執行の日時及び場所

令和 8年 3月26日(木) 午前 11時00分
秋田県南部老人福祉総合エリア 会議室

4. 入札保証金

入札に係る保証金の額は、入札参加者が見積もる入札金額の100分の5とする。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

- (1) 入札に参加する者が、秋田県又は秋田県内の市町村の同種の入札参加資格名簿に登録されている場合
- (2) 入札に参加する者が、過去において同種の契約を事業団の属する施設と締結し、確実に履行した実績を有する場合
- (3) 入札に参加する者が、その契約を締結しないこととなる恐れがないと契約担当者が認めた場合

2 入札保証金を免除されるもの以外のものは、入札を開始する直前までに入札保証金を納めなければならない。そのものが入札保証金を納入しない場合は、その入札に参加することができない。

3 入札保証金は、入札終了後に直ちに還付するものとする。

5. 入札に関する事項

- (1) 入札書及び委任状とも所定の様式を使用すること
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書に代理人の会社名、住所、氏名を記入し、代理人の印（委任状と同じ印）を押印すること
- (3) 金額を訂正した場合は、訂正印を押しても無効とする
- (4) 入札に参加した上で入札を辞退する場合は、入札書の金額欄に「入札辞退」と記入して提出すること
- (5) 入札は落札者が決まるまで3回行い、3回目も不落になった場合は3回目の最低金額提示者と随意契約の協議を行うものとする
- (6) 落札となるべき価格で同価格入札者が2社以上あった場合は、開札結果発表後、抽選により決定するものとする
- (7) 入札時刻を過ぎても着席していない場合は、入札辞退とみなすものとする
- (8) 契約金額は、入札書に記載された金額に課税対象額の8%に相当する額を加算した額とする
- (9) 入札に必要なもの
 - ・代理人の場合は委任状
 - ・入札書(封筒に入れ封印すること)
 - ・2回目以降の入札に必要なもの(印鑑、ボールペン、封筒等)

6. 入札申込について

- (1) 入札に参加希望の場合は入札参加申込書に必要事項を記載し、3月24日(火)15:00までに提出すること(郵送の場合は必着のこと)。
- (2) 提出先及び問い合わせ先

横手市大森町字菅生田245-34

秋田県南部老人福祉総合エリア

TEL 0182-26-3880

(担当 管理事業課 判田)